



NEWS LETTER



NO

57

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

2021年11月発行

18歳成年年齢引き下げ、目前!!

岡山県立岡山南高等学校で若者の消費者被害防止 講演会・動画作成の企画・運営をしています。



2022年4月の成年年齢引き下げで懸念される若者の消費者被害防止に向けて、2020年から岡山県立岡山南高校と一緒に、高校生の意識を高める活動を行ってきました。

11/5(金)は、一般社団法人 EC ネットワークの原田由里さんに「4月から18歳で大人!!知っておきたいネット・スマホ最新事情とトラブル解決スキル」のテーマで3年生のロングホームルームの時間にオンライン講演をお願いしました。

原田さんは「ライブ配信で、ゲーム実況」「投げ銭」「SNSでマルチ商法勧誘」などの実例を引い

て「ネットの落とし穴」「情報モラルって難しいけど、ネットリテラシーを上げよう」と語り、「ネットの自由は責任を伴うけど、くれぐれも自己責任や自業自得で片づけないでほしい」と訴えました。講演後のアンケートには「実際の事例が多くあり、わかりやすかった。SNSでの自分の発言や投稿に責任を持ちたいと思う」「私たちの世代が一番知っておかないといけない内容だったので、とても為になった」など284人の感想が寄せられました。

9月からは、生活創造科3年生の生徒さん24人が「消費生活」科目授業の中で4班に分かれて消費者被害防止の30秒動画を作っています。

「お試しが実は定期購入」「マルチ商法」など若者に多い消費者被害の実例をテーマに、各班工夫を凝らして動画作成に取り組んでいます。12月22日に完成発表授業を行い、岡山南高等学校HPと消費者ネットおかやまHPにアップする予定です。

この活動は、福武教育文化財団の助成を受けています。



10/7~28 岡山市消費生活マイスター講座基礎コース

11/4・11 レベルアップコースの運営を行いました。



岡山市委託事業の岡山市消費者教育担い手育成講座は、10月から岡山県きらめきプラザで実施し、基礎コース4日間、レベルアップコース2日間、会場参加だけでなくオンライン受講を含んだハイブリッド方式で行いました。それぞれ基礎コース25名、レベルアップコース20名の参加で無事に終了しました。

岡山市社会福祉協議会の講座も今年から加わり、参加者が今後実際に地域の中で消費者被害防止啓発講師活動ができる場の紹介を行いました。ご協力いただいた、会員の皆様ありがとうございました。

岡山県委託事業 「見守り力アップ講座」 開催中

10月末までに10会場265人が参加、コロナ禍で会場ごとの参加人数は減少傾向ですが、順調に開催できています。今年度14会場440人の受講を目標として、現在13会場まで計画できており、1会場の問合せも寄せられています。引き続き、感染防止対策を実施しながら、すすめていきます。

《今年度の開催》 ※2021年11月現在

	開催日	主催者	参加数	講師
①	7月1日	久米南町上郷老人クラブ	20人	國塩香消費生活相談員
②	7月15日	岡山市北区中央福社区 民生委員協議会	30人	高原佐知司法書士
③	9月16日	井原市地域包括支援センター	80人	片岡靖隆弁護士
④	9月17日	岡山市 御野地区民生委員児童委員協議会	26人	高原佐知司法書士
⑤	9月28日	岡山市 興除地区民生委員児童委員協議会	21人	高原佐知司法書士
⑥	10月1日	おかやまコープ 備北エリア くらしを守る委員会	6人	畠中恵美子消費生活相談員
⑦	10月6日	岡山市 西大寺地区民生委員児童委員協議会	35人	高原佐知司法書士
⑧	10月9日	岡山市立吉備公民館	20人	岡美穂消費生活相談員
⑨	10月28日	新庄村役場 住民福祉課	13人	大賀宗夫司法書士
⑩	10月29日	倉敷市船穂高齢者支援センター	14人	畠中恵美子消費生活相談員
⑪	11月9日	倉敷市 寄島地区民生委員児童委員協議会	20人	高原佐知司法書士



10月28日 中央公民館（新庄村）

＜開催報告⑨＞ 13人参加

・アンケートより

「個人情報に関わるのでどこまでも助言・相談ができない。今後は情報として社協等にお伝えしていきたい。」
「クーリングオフのお話がよく分かった。サロンなどで伝えていきたい。」

2021 年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
県内 自動車学校 2019/1/17～ 2021/11/10 終了	自動車学校の入校契約成立後のキャンセル料が、事業者が被る平均的損害を超える疑いがあり、県内すべての自動車学校から資料を取寄せ検討しました。回答が無かった 1 社へ 41 条事前請求書を送付し資料開示を要請、残資料なしの回答を得て交渉終了しました。	S自動車学校 事業者回答到着 11/10 終了連絡文送付
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額 3000 円(初回 0 円)まるっと全身脱毛を 6 ヶ月で」の HP 広告を見て来店したところ 3300 円 36 回払い総額 118800 円の説明を受けたと情報提供を得て、表示根拠資料の提供を求め質問書を送付。申入書送付し、改善回答があるも問題表示が残り、9/17 再申入書を送付しました。	10/29 改善検討中の 連絡あり。 対応検討 継続中
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで 1 年以上あるのに 10 万円の解約金を請求されたと情報提供があった事例について、消費者契約法 9 条 1 号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。質問書 3 を発送、その他の情報待ち。	対応検討 継続中
県内 岩盤浴サービス M社 2020/11/16～	中途解約を申し出たら、高額違約金の請求を受けた事例。他、「解約は来店に限る、事業者の必要に応じて規約・規則が改訂できる」の条項が消契法に違反する疑いがあり、質問書を送付しています。	事業者回答待ち 継続中
(株)フォーチュン 2021/1/25～ 2021/7/15 終了	通信契約最適化「あんしんサポート」サービス提供事業者に、解約事務手数料、クーリングオフに関する不実告知などの点で消契法・特商法違反の疑義があり、改善を求め申入書を送付したところ、すでに事業を停止しているとの回答書が届き、終了しました。	7/15 終了連絡文送付
(株)3PAC 2021/6/8	ダイエットサプリメント販売で、「初回限定キャンペーン OFF 実施中! トクトクモニターコース Vieasel 単品価格: 6458 円」の表記の下に「送料無料 540 円(税込)」表記が上記単品価格より大きく記載され、一袋だけを 540 円で購入可能であるように表記することは景表法に違反すると、申入書を送付しました。	事業者回答待ち 継続中
健康美人研究所(株) 2021/6/10	インターネットシャンプー広告表示が、①販売実態のない価格について比較対象として表示をすることは有利誤認表示に該当する。②解約方法が一般消費者に分かりづらく特商法に反する。③メールでの解約時に身分証の提示が必要とされるのは、消契法 8 条の 2 に反する と申入書を送付し、一部改善されましたが、11/17 に再申入書を送付しています。	事業者回答一部改善 継続中
ゆーの(株) 2021/7/15～ 2021/9/17 終了	MVNO サービス「ノーモバイル」規約の「契約者の被害について一切責任を負いません」等の記載が消契法に違反していると考え、改善を求めて申入書を送付しました。8/12 改善回答があり交渉を終了しました。	9/17 終了連絡文送付
積水ハウス不動産 中国四国株式会社 2021/11/12～	賃貸借契約約款の中に、「賃料の支払いを 2 か月以上怠ったときに、通知催告を要せず賃貸借契約を解除することができる」旨の契約条項が使用されており、消契法 10 条に抵触していると考え、改善を求める申入書を送付しました。	事業者回答待ち 継続中

※MVNO (Mobile Virtual Network Operator 仮想移動体通信事業者) は、自ら無線局を開設せず、NTT ドコモなどの移動通信サービスを利用または接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者のことです。

河田理事長の私的消費者問題史 (10)

消費者教育～ヨーロッパ編

河田 英正

1992年の米国調査を行ったところから、弁護士会が高校等への消費者教育出前講座の講師派遣をおこなってきていた。その後も消費者破産申立件数は増加し続け、ココ山岡事件など若者に対する深刻な消費者被害が多発していた。学校での消費者教育は家庭科などの意識ある先生の一部で取り組まれていた程度であり、出前講座の申し込みは頭打ちの状況であった。そんななか、文部省の学習指導要領の改訂によって、学校教育のカリキュラムに消費者教育が組み入れられた。そこで、消費者教育の先進国といわれていたヨーロッパの消費者教育の実情を知るために1998年1月に視察にでかけた。

ヨーロッパ全体の状況は、まだ発足まもないEUのEC委員会（ブラッセル）で調査した。ここではEU代表部一等書記官に同道していただいたが、岡山で対峙したことのある元検察官であり（法務省から外務省に向）、なつかしく挨拶を交わすハプニングもあった。ベルリンの調査では予定外のギムナジウムでの消費者教育の実践の場（中学2年生相当学年）を見学することができた。

授業の最初に映写機で兄弟がクリスマスのお小遣いを持って電気店に行って、カセットプレイヤーを購入し、自宅で操作したところテープが絡まってカセットプレイヤーが故障したというドラマが流された。それに基づいて、兄弟が何をすべきかの議論を進めるという授業の内容であった。領収書はあるか、保証書はつけられていたか、自宅での操作中の故障でも販売店にクレームがつけられるかなど生徒から活発に意見がでてきた。そして、販売店の瑕疵担保責任にまで、民法の規定に触れながら議論がなされていた。30分ぐらいの授業であったが、今回は販売店との交渉がうまくいかず、弁護士に相談するという場面になるようであった。具体的な問題を社会の仕組みを学びながら実践的に目の前で鮮やかに行われていた消費者教育の光景は、衝撃的であった。



◆差止請求訴訟の経過について◆

相手方 事業者	差止請求訴訟の内容	経過
株式会社インシップ	健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告表示のイラスト記述内容が、一般消費者に対し医薬品的な効能効果を表示するもので、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたると思われる点があり、表示の差止めを求めて岡山地方裁判所に提訴しています。	2020年2月19日提訴 2021年11月19日(金) 第10回期日 弁論準備手続終了 次回：1月21日(金) 弁論準備手続(WEB方式)
株式会社GRACE	インターネット健康食品販売事業者の定期購入契約案内で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話が全くつながらず、電話が繋がりにくく連絡が取れないなどの事例が多数生じています。消費者契約法、及び景品表示法に違反していると思われる点があり、契約解除条項使用等の差止を求め、訴訟を岡山地方裁判所に提訴しました。	2021年7月30日提訴 2021年10月20日 第一回期日終了 次回：12月15日(水)午前11時～ 弁論期日